

# ゆきどけ

## インターネット上<sup>じょう</sup>の人権<sup>じんけん</sup>

じぶんまも  
自分を守るために。

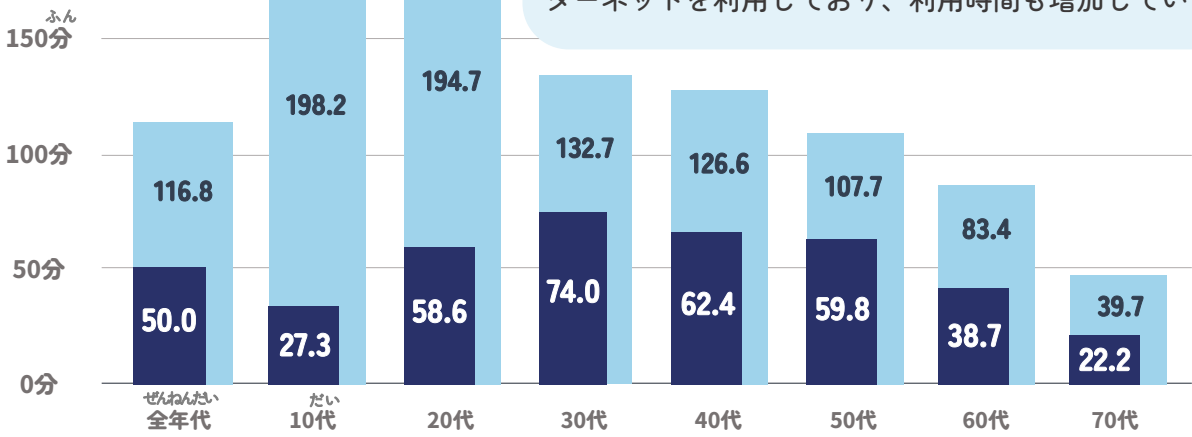


あいてきざ  
相手を傷つけないために。

れいわ ねんど へいじつ へいきんりようじかん  
**令和6年度における平日のインターネット平均利用時間（モバイル・PCネット）**

■：モバイルネット(スマホ、タブレットなど)  
 ■：PCネット

近年、世の中の出来事や動きや娯楽に関する情報を得るため、若者世代だけでなく、どの世代も日常的にインターネットを利用しており、利用時間も増加しています。

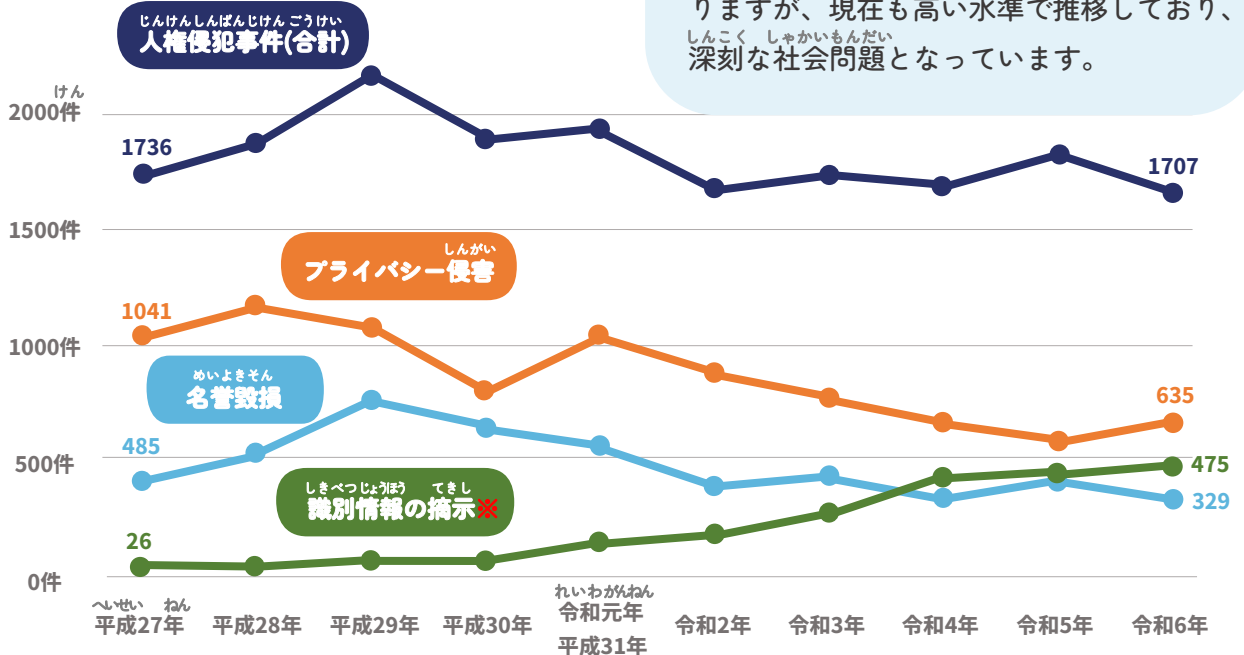


出典：総務省情報通信政策研究所「令和6年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書(概要)」

**便利な反面、さまざまな人権侵害も...**

**「人権侵害事件」の状況**

令和6年のインターネット上の人権侵害事件（新しく救済手続きを始めた事件）は1707件でした。平成30年以降減少傾向にあります。現在も高い水準で推移しており、深刻な社会問題となっています。



出典：法務省人権擁護局「令和6年における『人権侵害事件』の状況について（概要）」

※「識別情報の摘示」については、4ページで説明しています。

## case 1 個人情報の拡散

SNSなどで投稿した写真や動画から個人情報が特定される事例が起っています。写りこんでいるものから、住んでいる地域や生活範囲、住所、名前などを特定されてしまいます。そのような危険があるため、SNSなどで投稿する際は注意が必要です。また、自分の個人情報だけでなく、他人の個人情報が写りこんでいる場合もあります。許可なく他人の個人情報を公開することのないよう十分確認し気を付けましょう。

### まちがいさがし

男の子はSNSで運動会の写真を投稿しようとしています。この中に、投稿すると問題になるかもしれない箇所が5つあります。どこが問題なのか、探してみましょう。

※答えは6ページ



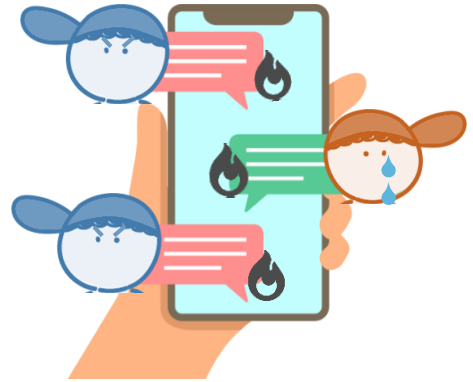
## 名誉毀損

## case 2 誹謗中傷

インターネット上の匿名性を悪用し、著名人等に対する悪口や差別的な書き込みをする誹謗中傷が発生しています。自分が誹謗中傷していなくても再投稿や拡散することで被害が大きくなることもあります。このような行為は行わないことが大切です。なお、いずれも内容によっては刑事責任を問われる場合があります。

### case3 ネットいじめ

SNSのグループから外して仲間外れにする、  
うそ うわさ かく ど かくさん こ ちゅう  
嘘や噂、隠し撮りを拡散するなど、子どもを中  
しん じょう はっせい  
心にインターネット上でのいじめが発生してい  
ます。ひがい かくだい うえ しゅうい き  
被害が拡大しやすい上に、周囲に気づか  
れにくいことが特徴です。



#### インターネットの使い方をチェックしてみましょう！

- たにん うつ しやしん きょか じょう とうこう  
他人が写りこんでいる写真を許可なくインターネット上に投稿した。
- hito waruguchi tai kouhyouka  
人の悪口に対して、「いいね」や「高評価」をした。
- internet shi aa hito hitori aa i  
インターネットで知り合った人に一人で会いに行った。
- uwazabashi kakusan  
噂話を拡散した。
- bouriyoketeki kotoba tsuka ka ko oku  
暴力的な言葉を使った書き込みをしたりメッセージを送った。

ひと  
1つもチェックが  
つかないように  
しよう！



#### インターネット依存（ゲーム依存）になっていませんか？

インターネット依存とは、インターネット上のサービスやゲーム、SNSなど  
むちゅう じっせいかつ ししょう で じょうたい  
に夢中になり、実生活に支障が出るまでになっている状態のことをいいます。  
internet izon shiryoku teika katoko yoku jyouitai  
インターネット依存になると、視力の低下や肩凝り、抑うつ状態になることが  
あります。しだい におも ほか  
次第に「インターネットがすべて」と思うようになり、他のことに  
たい かんしん ousu benkyou seiseki sa chuyuyagyakuten  
対して関心が薄れてきます。勉強をしなくなって成績が下がったり、昼夜逆転  
がっこう かいしゃ い tomodachi kazoku cankei waru  
して学校や会社に行かなくなったり、友達や家族との関係が悪くなったりする  
ひと  
人もいます。

いんようもと そうむしょう じょうほうつうしんはくしよ  
(引用元：総務省「情報通信白書 for Kids」)

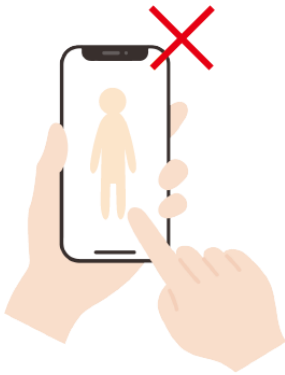
case 4 せいはんざい  
性犯罪・ストーカー

SNSや出会い系サイトで知り合った人物から誘われ  
て会いに行った結果、無理やりわいせつな行為をされ  
たり、裸の写真を撮影され「インターネット上に流  
す」と脅されるなどの犯罪が起こっています。また、  
SNSから個人情報を特定され、つきまといや嫌がらせ  
をされるなどストーカー被害も起きています。



case 5 リベンジポルノ

リベンジポルノとは、元婚約者や元交際者の性  
的な画像などを、本人の許可を得ずにインター  
ネット上で公表する行為で犯罪です。公表するこ  
と、または公表させることを目的に第三者に提供  
することも法律で禁止されており、違反した場合  
は罰則が科せられます。



しきべつじょうほう てきし  
識別情報の摘示

「識別情報の摘示」とは特定の属性（人種、性的指向など）や出自の情報を公表、指摘  
し、差別を助長する行為のことで、

case 6 さべつてき どうが こうかい  
差別的な動画の公開

ある地域を、歴史に触れながら散策し、「この地  
域は同和地区である（だった）」と指摘するような  
動画、投稿が無断で公開される事件が起きています。  
これらの行為は違法であり、プライバシー侵害、名  
誉毀損罪などの犯罪に該当する可能性があります。

行うことはもちろん、拡散もしてはいけません。



まわりの人に相談しましょう

## 危険から自分を守る

- ・個人情報こじんじょうほうが分かるような写真しゃしんを安易あんいに投稿とうこうしない。
- ・インターネット上の情報じょうじょうほうを信用しんようしすぎない。真偽しんぎを確かめたし、分からない時は、周りの人まわりのひとに相談そうだんする。
- ・子どもには年齢ねんれいに応じてフィルタリングお※やペアレンタルコントロールか※の設定せっていをする。
- ・トラブルおが起きたときは、自分一人じぶんひとりでの解決かいけつは困難こんなん。周りの人まわりのひとや、警察けいさつ、学校がっこうなどに相談そうだんする。



## 相手を傷つけない

- ・悪口わるぐちや差別的な書き込みさべつてきをしない。拡散かくさんもしない。
- ・相手の立場あいてたちばに立ち、相手の気持ちあいてきもをよく考えかんがて発信はっしんする。
- ・他人たにんが写りこんだ写真うつつなどは許可しゃしんなく投稿きょかしない。
- ・嘘うそや噂うわさは信しんじず拡散かくさんしない。



相手の気持ちをよく考えましょう

## 困った時は

### Help! 相談しましょう

人権侵害じんけんしんがいを受けた場合う、一人で悩まずばあい周りの人ひとりに相談なやまわしましょう。法務局ほうむきょくには相談窓口そうだんまどぐちがあります。電話でんわ、窓口まどぐち、インターネット等とうで相談そうだんできます。

詳しい情報くわじょうほうは、裏表紙うらびょうしに記載きさいしています!



### Help! 削除依頼ができます

もし、インターネット上で誹謗中傷等じょうひぼうちゅうじょうとうの投稿とうこうをされた場合ばあい、運営管理者うんえいかんりしゃやプロバイダ※に削除依頼さくじょいらいすることができます。まずは自身じしんで削除依頼さくじょいらいをしますが、削除されない場合さくじょや自身ばあいで削除依頼さくじょいらいが難しい場合は、最寄りもよの法務局ほうむきょくに相談そうだんしてください。

# コラム

ねん がつ にち じょうほうりゅうつう たいしよほう じょう ほう せこう  
2025年4月1日に「情報流通プラットフォーム対処法」(情プラ法)が施行されました。

これは「プロバイダ責任制限法」が改正され、インターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化・透明化が大規模プラットフォーム事業者※に対し新たに義務付けられた法律です。

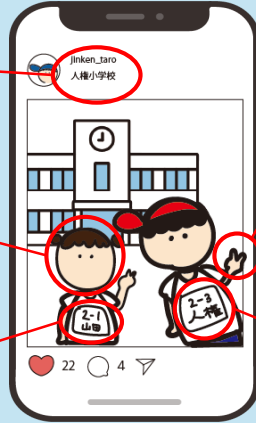
## Answer

## まちがいさがし(2ページ)の答え

いち じょうほう こうかい  
① 位置情報を公開している

たにん かお うつ  
② 他人の顔が写っている

たにん こじんじょうほう うつ  
③ 他人の個人情報が写っている



④ ピースをしている

きんねん こうがしつ しもん  
※近年の高画質なカメラでは、指紋などの生体情報が盗み取られることがあります。写真をぼかす、画質を落とすなどの対策が必要です。

じぶん こじんじょうほう うつ  
⑤ 自分の個人情報が写っている

しゃしん どうが と とき いち じょうほう せつてい  
スマートフォンで写真や動画を撮る時には、位置情報の設定はOFFにしましょう！  
ONのままだと位置情報が写真や動画のデータに残ってしまいます。

## Note

## ことば いみ 言葉の意味

### 「フィルタリング」

いほう ゆうがい せい  
違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、主に未成年が、安心してサービスを利用する手助けをする機能。

### 「ペアレンタルコントロール」

ほごしゃ こ りようじかん  
保護者が子どものスマートフォンの利用時間やアクセス等を制限・禁止することができる機能。

### 「プロバイダ」

ひかりかえん せつぞく やくわり  
光回線などを、インターネットに接続する役割を担う事業者。

### 「大規模プラットフォーム事業者」

すう とうこうすう おお だいきぼ  
ユーザー数や投稿数が多い大規模なサービスを提供する事業者。例：Google、TikTok、Xなど。

かくかてい ねんだい あ つか かた かんが はな あ  
各家庭で、それぞれの年代に合わせた使い方を考え、話し合おう！

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- (18) ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

【参考・抜粋】法務省 令和7年度啓発活動強調事項

## そうだんまどぐち 相談窓口

ほうむきょく そうだんまどぐち へいじつ へいじつ  
【法務局相談窓口】（平日8：30から17：15まで ※のみ平日9：00から17：00まで）

- ・ みんなの人権110番 0570-003-110 (相談無料)
- ・ こどもの人権110番 0120-007-110 (通話料・相談無料)
- ・ 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911※ (相談無料)

- ・ 法務省インターネット人権相談受付窓口 0570-090-911※ (相談無料)
- ・ こどもの人権SOSミニレター

ひこねし そうだんまどぐち へいじつ  
【彦根市相談窓口】（平日9：00から16：45まで）

- ・ 人権に関する相談（彦根市人権・福祉交流会館） 0749-25-0164
- ・ 相談窓口が分からないとき（彦根市人権政策課） 0749-30-6115

その他各種相談について詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/sodan/5/index.html>